

患者の皆様へ 不妊治療保険適応拡大のお知らせ (3)

【ご注意ください】

1) 4月以降、不妊治療の検査や治療の全てが保険適応になる訳ではありません。

保険適応とならない項目

- ・血液検査：抗ミューラー管ホルモン（一般不妊治療の方）、甲状腺機能、抗精子抗体、抗核抗体、血型、風疹抗体
- ・クラミジア PCR 検査、子宮癌検診
- ・超音波検査 誘発周期の超音波検査は3回までが保険
正常妊娠の確認は全て自費

2) 混合診療の問題

保険診療と自費診療を同日に行うことは「混合診療」となるため、行うことはできません。それに伴い皆様には、ご負担が生じることをご了承ください。

具体例

- ①血液検査について保険項目と自費項目がある場合、同日に検査を行うことができません。
- ②クロミッドの二段階投与など、有用でありながら用法に記載されていない投与方法を実施する場合には、投薬および検査の全てが自費診療となります。保険診療では自費診療とは違い、使われる薬剤の種類、用法に制限が生じます。
- ③生殖補助医療において先進医療に認められていない治療法を取り入れる場合、保険診療の項目も含めて全てが自費負担となります。

【ご了承ください】

・当院では初診患者の増加が予想される4月以降も、初診の予約枠を拡大する予定はありません。しかしすでに来院されている方で4月を待って人工授精や生殖補助医療にエントリーされる方は多いため、診療が混雑することは予想されます。とりわけ夜診は混み合うため、今以上に希望の時間に予約が取れなくなる可能性があります。

仕事と妊活の両立は国の掲げる方針ですので、職場の事業所と相談して妊活のための有給取得などについてご相談ください。

・保険適応の拡大が拙速に導入されたため、各医療機関は混乱しております。

新システムに慣れるまでは色々にご迷惑、ご負担をおかけすることもありますので、どうかご了承くださいませ。